

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令に関する意見公募手続の結果について

令和6年6月25日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の改正」について、令和6年5月2日から同年5月31日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

(なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。)

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	自然熱（地熱・温泉熱・太陽熱・雪氷熱）を特定第2表他に入力すると、黒液・木材等の非化石燃料と同様に原油換算量に加算することにされている。他方、自然熱は原油換算量から減算し、他の非化石と区別しなければ、転換は進まない。よって、特定第2表他も改正を行うべき。	今回の改正は、電気の需要の最適化に係るものであることから、御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	今回の改正で追加される任意報告事項について、情報公開法に基づく開示請求を受けた場合、情報公開法第5条2号ロに該当しないことから情報公開の対象と考えられる。よって、念のため、様式に記すかは別として、情報公開法第5条2号ロには該当しない旨を何らかの形で明らかにしておくべきではないか。	改正案そのものへの御意見ではないため、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。